

令和 7 年度民間心身障害児者社会福祉施設整備費補助金（障害者分）交付要綱

（趣旨）

第 1 条 知事は、民間心身障害児者社会福祉施設の施設整備の促進を図るため、社会福祉法人等が施設整備事業を行う場合に、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金の対象事業）

第 2 条 この補助金の交付の対象となる事業は、平成 17 年 10 月 5 日付け厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」において補助対象事業となっているもののうち、別表 3-1 から別表 3-9 に掲げる事業（以下「国庫補助事業」という。）とする。

（補助金の額等）

第 3 条 補助金の交付額は、次により算出する。なお、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

令和 7 年度を初年度とする国庫補助事業

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1 の第 4 欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から収入額（寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 別表第 1 の第 1 欄に定める整備の区分ごとに、第 2 欄に定める種目ごとの第 3 欄により算出した基準額の合計額を算出する。ただし、予算の範囲内（国の内示額）において別に基準額が示されている場合は、その金額とする。

ウ アにより選定された額に $\frac{3}{4}$ を乗じて得た額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額の範囲内を交付額とする。

（交付申請）

第 4 条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、交付申請書（様式第 1 号）を知事の定める日までに 2 部提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合

には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

（1）事業に要する経費の配分を変更する場合には、軽微な変更を除き、知事の承認を受けなければならない。

（2）事業の内容のうち次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ア 建物の規模、構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 入所定員または利用定員

（3）事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（4）事業が予定の期間内に完了しない場合、または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（5）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

（6）事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（7）補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに消費税等仕入れ控除税額報告書（様式第5号）を知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部または一支社および一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部または本社および本所等で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の全部または一部を県に納付しなければならない。

（8）事業を行うために締結する契約の相手方およびその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

（9）事業を行うために建設工事の完了を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはな

らない。

(10) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

(11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金ならびに J K A もしくは日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(12) 事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定に定められた期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付しまたは担保に供してはならない。

(13) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿および証拠書類を事業完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 10 年間保管しておかなければならない。

2 前項各号に定める条件に反する場合には、補助金交付の内示もしくは決定を取り消す場合がある。

（変更交付申請）

第 6 条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、第 5 条に定める申請手続に従い、知事が定める日までに行うものとする。

（状況報告）

第 7 条 補助事業者は、事業の実施状況について次により知事に報告しなければならない。

(1) 補助事業者が請負工事契約（入札）を実施しようとする場合、様式第 2 号の 1 により契約方法および入札参加業者事前報告書を入札実施の通知日の 1 週間前までに提出しなければならない。

(2) 補助事業者が請負工事契約を締結した場合、様式第 2 号の 2 により契約内容（入札結果）報告書を契約締結後 1 週間以内に提出しなければならない。

(3) 補助事業者は、様式第 2 号の 3 により工事に着手した日から 2 週間以内に工事着工報告を行うとともに、各月末現在の工事進捗状況について翌月 15 日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第 8 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付決定に係る会計年

度が終了したときは、事業完了後1か月以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第3号）を2部知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の支払方法）

第9条 規則第15条に規定する補助金の交付方法は、精算払とする。ただし、知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

- 2 概算払により補助金の交付を受けようとするときは様式第4号に關係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（標準事務処理期間）

第10条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、第4条第1項の規定による交付申請があった日から起算して4月以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から4月以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第8条第1項の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第11条 補助事業者は、第4条第1項の規定に基づく交付申請、第5条第1項の規定に基づく消費税及び地方消費税の仕入れ控除税額報告、第6条の規定に基づく変更交付申請、第7条の規定に基づく状況報告、第8条第1項の規定に基づく実績報告および第9条第2項の規定に基づく概算払請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

第12条 知事は、規則またはこの要綱に定める事項のほか、この補助金の交付に関し必要な事項については、その都度これを定める。

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助金に適用する。